

宮津与謝環境組合議会会議録

令和5年第1回（2月）定例会

宮津与謝環境組合議会

令和5年 第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（2月21日）

1 付議事件一覧	1
1 出席議員氏名	2
1 欠席議員氏名	2
1 説明のため出席した者の職氏名	2
1 議事日程	2
◎ 河原議長の挨拶	3
◎ 河原議長の開会宣言	3
○ 城崎管理者の挨拶	3
○ 吉本副管理者の挨拶	3
※ 日程第1 議席の指定	4
※ 日程第2 諸報告	4
※ 日程第3 会議録署名議員の指名	4
※ 日程第4 会期の決定	4
※ 日程第5 議第1号 監査委員の選任について	4
○ 城崎管理者の提案理由説明	4
（質疑なし・討論なし）	
1 議第1号	5
※ 日程第6 議第2号 公平委員会委員の選任について	5
○ 城崎管理者の提案理由説明	5
（質疑なし・討論なし）	
1 議第2号	5
※ 日程第7 組議第1号 宮津与謝環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	5
◎ 松山議員の提案理由説明	5
（質疑なし）	
◎ 野村議員の討論	6
1 組議第1号	6
※ 日程第8 議第3号 宮津与謝環境組合個人情報保護法施行条例の制定について	6
○ 居村事務局長の提案理由説明	7
◎ 野村議員の質疑	7
○ 居村事務局長の答弁	8
◎ 野村議員の再質疑	9
○ 居村事務局長の再答弁	9

◎ 野村議員の討論.....	10
1 議第3号..... — 原案可決 —	11
※ 日程第9 議第4号 令和4年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第2号）	11
○ 居村事務局長の提案理由説明	11
◎ 家城議員の質疑.....	11
○ 居村事務局長の答弁	11
(討論なし)	
1 議第4号..... — 原案可決 —	12
※ 日程第10 議第5号 令和5年度宮津与謝環境組合一般会計予算	12
○ 居村事務局長の提案理由説明	12
◎ 家城議員の質疑.....	13
○ 居村事務局長の答弁	14
◎ 家城議員の再質疑	14
○ 居村事務局長の再答弁	15
◎ 野村議員の質疑.....	15
○ 居村事務局長の答弁	15
◎ 野村議員の再質疑	17
○ 居村事務局長の再答弁	17
◎ 松本議員の質疑.....	17
(討論なし)	
1 議第5号..... — 原案可決 —	18
◎ 河原議長の閉会宣言	18

令和5年第1回(2月)定例会付議事件一覧

会期 1日間(2月21日)

事件番号	件名	議決年月日	議決結果
議第1号	監査委員の選任について	5.2.21	同意
議第2号	公平委員会委員の選任について	5.2.21	同意
組議第1号	宮津与謝環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	5.2.21	原案可決
議第3号	宮津与謝環境組合個人情報保護法施行条例の制定について	5.2.21	原案可決
議第4号	令和4年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第2号)	5.2.21	原案可決
議第5号	令和5年度宮津与謝環境組合一般会計予算	5.2.21	原案可決

令和5年第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

令和5年2月21日（火） 午後2時20分 開会

◎出席議員（10名）

野村生八	家城功	松山義宗
宇都宮綾	松本隆	和田裕之
山崎良磨	山根朝子	河原末彦
坂根栄六		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

事務局次長補佐 和田直樹 主任 上林大志

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者（宮津市長）	城崎雅文	副管理者（伊根町長）	吉本秀樹
副管理者（与謝野町長）	山添藤真		
事務局長	居村真	事務局次長	谷口直樹
監査委員	中村明昌		

◎議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議第1号 監査委員の選任について
- 日程第6 議第2号 公平委員会委員の選任について
- 日程第7 組議第1号 宮津与謝環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第8 議第3号 宮津与謝環境組合個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第9 議第4号 令和4年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第5号 令和5年度宮津与謝環境組合一般会計予算

（開会 午後2時20分）

〔河原議長 起立〕

○議長（河原末彦） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和5年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに理事者の皆さんには、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、昨年も、新型コロナウイルスの感染拡大等により、宮津与謝地域に様々な影響が及んだところであります。

また、これに加え、ウクライナ紛争などの海外情勢の緊迫や為替相場の大幅な変動などを受け、物価への影響が続いている状況であります。

一方、宮津与謝クリーンセンターは、昨年2月の通常運転再開以後、安定的な運転が継続しているところですが、引き続き、安全で安心な施設運営に万全を期していただくことを強く願うところであります。

さて、本定例会は、今後も、1市2町の住民生活にとって極めて重要な当施設の運営に係る新年度予算等の議案についてご審議をいただく会議であります。

ここに提案されております議案につきまして、慎重な審議を賜りますとともに、議会の運営が円滑に運びますよう格段のご協力をお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

〔河原議長 着席〕

○議長（河原末彦） ただいまから、令和5年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、管理者から発言の申し出がありますので、これを受けることとします。城崎管理者。

〔城崎管理者 登壇〕

○管理者（城崎雅文） 本日は、令和5年第1回の宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、全員協議会に引き続きでお疲れの中、ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先ほどの全員協議会でご紹介のありました伊根町議会から選出されました2名の議員におかれましては、1市2町の生活環境の保全に不可欠な基盤施設である「宮津与謝クリーンセンター」の円滑な運営に対して、格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、宮津与謝クリーンセンターは、昨年2月24日の通常運転再開後、約1年となりますが、安定した運転を継続しているところであります。今後とも、安定した運転に万全を期すとともに、地元の皆様の信頼回復に努めてまいります。議員の皆様には、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

また、昨年11月の伊根町長選挙におきまして、吉本秀樹さんが5期目の当選を果たされました。吉本町長さんには、本組規約第10条に基づき、宮津与謝環境組合副管理者として、引き続き、ご就任いただくこととなりますので、ご紹介をさせていただきます。

さて、本定例会の提出議案でございますが、人事案件2件、単行議案1件、予算議案2件を提案させていただきます。よろしくご審議のうえ、ご同意・ご可決賜りますようお願い申し上げます、定例会の開会にあたっての、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河原末彦） 次に、宮津与謝環境組合 吉本副管理者から発言の申し出がありますので、これを受けることとします。吉本副管理者。

〔吉本副管理者 登壇〕

○副管理者（吉本秀樹） 失礼をいたします。私、吉本、先の伊根町長選挙におきまして再選を果たすことができました。5期目ということで少々臺が立ってきたかなというふうに思いますが、伊根町のみならず広く宮津与謝の行政の推進に尽力してまいりたいと思います。皆様方からは、ご厚情を賜りましたことを心より御礼を申し上げます。引き続き本組合の副管理者を

務めさせていただきます。城崎管理者、山添副管理者とともにですね、宮津与謝クリーンセンターの円滑な運営に尽力してまいります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（河原末彦） 日程第1 議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、配布しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

○議長（河原末彦） 日程第2 諸報告であります。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の令和4年度10月分、11月分、12月分及び1月分の例月出納検査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので、随時、ご覧おきを願います。

○議長（河原末彦） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、山崎良磨さん、山根朝子さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

○議長（河原末彦） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 異議なしと認めます。会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（河原末彦） 日程第5 議第1号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松山義宗さんの退席を求めます。

〔松山議員 退席退場〕

○議長（河原末彦） 提案理由の説明を願います。 城崎管理者。

〔城崎管理者 登壇〕

○管理者（城崎雅文） ただいま議題となりました議第1号 監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。本組合の監査委員は、地方自治法及び本組合規約により定数は2名で、1名は識見を有する者から、もう1名は組合議員のうちから選任することとされております。議員選出の監査委員につきましては、先般の伊根町議会選出議員の交代に伴い、現在、空席となっておりますことから、大谷前監査委員の後任として、同じく伊根町議会選出議員の松山議員を選任させていただきたいと存じます。経歴等の紹介は省略させていただきますが、人格高潔で、監査委員としての識見を有し、適任であると考えております。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第1号を採決いたします。お諮りいたします。本件は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 異議なしと認めます。本件は同意することに決しました。

〔松山議員 入場着席〕

○議長（河原末彦） 日程第6 議第2号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。城崎管理者。

〔城崎管理者 登壇〕

○管理者（城崎雅文） ただいま議題となりました議第2号 公平委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。公平委員会の委員は、地方自治法及び地方公務員法の規定により、定数は3名、任期は4年と定められておりますが、そのうち、小谷淳一さんの任期が来る5月19日で満了となります。小谷さんは、平成25年の組合設置時から3期続けてご就任いただいておりますが、このたびの任期満了に伴い、委員を辞退される旨の申し出がありました。小谷さんの後任として、豊浦嘉治さんを公平委員会委員として選任させていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。豊浦さんは、高潔な人格に加え、特定社会保険労務士としてご活躍されるなど、その優れた識見は、本組合の公平委員として適任であると考えております。任期は、令和5年5月20日から4年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第2号を採決いたします。お諮りいたします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 異議なしと認めます。本件は同意することに決しました。

○議長（河原末彦） 日程第7 組議第1号を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を願います。松山義宗さん。

〔松山議員 登壇〕

○議員（松山義宗） 伊根町議会の松山でございます。ただいま議題となりました組議第1号につきまして、提案者を代表し、提案理由のご説明を申し上げます。令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「個人情報保護に関する法律」が改正されたところです。この法改正により、地方公共団体は、令和5年4月1日から同法が適用されることとなりますが、議会は改正法の適用対象外とされることから、法改正の趣旨も踏まえ、自律的に議会における個人情報の適切な取扱いを確保するとともに、個人情報についての権利を明らかにし、個人の権利・利益を保護するため、議会独自の個人情報保護条例を制定するものであります。本条例の内容につきましては、改正後の個人情報保護法に準拠するものとし、法の適用を受ける環境組合の執行機関と開示請求等の手

続きや個人情報の取扱いに差異が生じないよう、環境組合の法施行条例と整合したものとしております。

また、地方自治法第292条に基づき、これまでから宮津市の規定を準用していることから、宮津市議会の関係条例をもとに、所要の規定を整備するものであります。条例の施行は、令和5年4月1日としております。以上、誠に簡単ではございますが、よろしくご審議の上、議員の皆様のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありますか。野村生八さん。

〔野村議員 登壇〕

○議員（野村生八） 議員提案による宮津与謝環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、賛成討論を行います。提案理由にあったように、当組合の個人情報保護条例が国の個人情報保護法の求めによって廃止される。この国の法には議会が除外されていることによって、このままでは議会の個人情報保護が担保されないという中で、この議会の保護条例を設置することは必須ということであり、賛成をいたします。ただし、第16条の匿名加工情報の取扱いに関わる事項については、賛成はできません。この匿名加工情報は、個人の情報を加工して変えればもはや個人情報ではなくなるということで、国の法によって企業にこのビッグデータと言われるデータを提供していく、売却するというふうなためのために新たに法で作られている中身であります。この加工がしてあっても他の情報と組み合わせれば個人情報として判別される可能性はあるわけですし、そして何よりも今までの「個人の情報は本人の意思に基づいて開示をする。知らない内に提供されるということはあるてはならない。」という、こういう状況からみれば大きく後退をする内容であります。行政側にとっては、法に基づいてしなければならぬということではあっても、今回の法から適応除外されている議会にあつては、こういう問題のある内容を盛り込む必要はないというふうに考えます。従って、この条項を除いた内容としてすべきであるという考えを、賛成できないという、この項については賛成できないという考えを表明をしておきます。繰り返しますが、しかし、全体として個人の情報を守る上で、組合議会の持っている情報を守る上で、大事な条例なので設置することには賛成をいたして、賛成討論とします。

○議長（河原末彦） 他にご意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

組議第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦） 日程第8 議第3号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。居村事務局長。

〔居村事務局長 登壇〕

○事務局長（居村真） ただいま議題となりました議第3号 宮津与謝環境組合個人情報保護法施行条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案参考資料4ページも併せてご覧願います。

本条例につきましては、先ほどの組合議会の個人情報保護条例と同じく、令和3年5月19日に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことに伴い、条例の制定を図るものでございます。本件は、これまで国、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体のそれぞれが別々の法律、条例で運用しておりました個人情報保護の取扱いを法律によって一元化するため、個人情報の保護に関する法律が改正されたことから、同法の施行のための条例を制定するとともに、現行の個人情報保護に関する条例を廃止とするものであります。議案参考資料の「提案の概要」をご覧ください。

今般制定する条例は、法律により条例に委任された事項等について規定するものでございます。対象とする実施機関を、管理者等としております。手数料等については、無料。なお、写し作成等の費用は、実費負担。審査会への諮問事項を、条例の改廃、安全管理基準、運用上の細則等につきましては、審査会への諮問事項とさせていただきます。また、附則におきましては、個人情報保護条例の廃止及びこれに伴う責務・罰則の経過措置を規定するとともに、情報公開・個人情報保護審査会条例について、影響する規定の整備及び改正等を行うものであります。施行日は、令和5年4月1日でございます。

なお、次ページに、今般の法改正も含めた個人情報保護制度の比較点を記載しておりますので、ご覧おきをお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。野村生八さん。

○議員（野村生八） それでは、提案されています個人情報保護施行条例について質問します。4点について質問します。

まず、1点目ですが、現在の条例を廃止するということが盛り込まれているということですが、この現在の条例そのものについてお聞きしたいのですが、なぜ現在の条例は当組合では簡単な内容で、そして「宮津市の条例の例による。」という形になっているのかということ。また、インターネットで例規集を見ても施行規則が載っていないわけですが、規則はないのか。規則も宮津市によるということにはなっていないわけですが、これはどういう運営をされていたのかという点がまず1点。

それから2つ目には今回の条例案は、先ほどの説明と一緒に国の個人情報保護法によって全国一律の運用になっていくわけですが、しかし、自治体として独自に決めることはあるけども大変少ないというふうに認識をしています。今回は宮津の例によるとなっていないので、そういう意味で少ないので、そういうことが盛り込まれていないのか。しかし、他の自治体で、少ないとはいえ、もう少し多い内容で準備されているところもあります。そういうところも含めて、検討はされたのかどうか。その辺のところをお伺います。

3つ目に行政機関等の匿名加工情報について質問します。まず、自治体の説明では、保有する個人情報ファイルについて民間などの利用に供するため、その利用に係る提案を定期的に募集し、提案があった場合には審査の上、基準に適合する場合は契約締結し、本人が特定できないように加工した匿名加工情報を提供するという。こういうことが法によって求められるとい

うことが解説で書いてあります。更には、当分の間は地方公共団体等は、提案募集の実施は任意とされている。「本制度は市民の個人情報の利活用に係る事項であり、慎重な検討を要することから計画期間中は導入を見送ることとします。」という形で、公開の説明文に書かれています。こういう姿勢が明確にされています。当組合ではこの点については、どのように運営をされるのかお聞きします。

最後4つ目ですが、第4条で保護審査会に諮問する内容が3つ記載をされていますが、いずれも条例に関わるもので運用上の特別の問題は諮問できなく、今回の法改正で、なるということが解説に書かれています。しかし、他の自治体での条例案では、個人情報の取扱いに係る状況について審議会に報告し、意見を求めるというふうなことが書かれています。解説では、「契約の約款、安全管理の方法等の諮問など、個人情報を取り扱う事務に関する報告をし、意見を求めることにより、従前からの個人情報保護のための措置の水準の維持を図ります。」というふうに書かれています。こういう形で改正された法に基づいても運営できるのかどうか。できるのであれば、こういうことが求められるのかなというふうに思っていますが、この点もお聞きします。以上4点お願いします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） まず1点目の廃止する条例の関係でございます。環境組合の各条例につきましては、多くがいわゆる地方自治法292条の関係で、構成市町で、宮津市が市でございますのでその関係条例を準拠するという形で、地方自治法に基づいて宮津市の部分の条例を参照しているということでございます。この現在の環境組合の個人情報保護条例、平成25年4月に当組合で設置をさせていただいたのですが、そのこの議会の中でもその条例に準拠するという中でご提案をいただいてご了解をいただいた内容ということで、条例なり規則なりそういった部分も、そこにならうという形で整理をさせていただいたものということでご理解をいただきたいというふうに思っております。組合には施行規則がございませんので、宮津市の方を参照するという形で。

2つ目に多くの…。

先に匿名加工情報の関係でお答えをさせていただきます。匿名加工情報につきましては当組合におきましても扱う個人情報ですね、各市町さんのような様々な情報を扱うということではなしに、私どもは限られた情報というか、しかございませんので実際の匿名加工情報を、何かそういったものを作成したりとかというところは現状の所想定されていませんし、将来的にも考えていないというところでございます。また先ほど申しましたように、この匿名加工情報の提供云々ということにつきましては、都道府県や政令指定都市というところはあるのですが、各市町につきましては、そういったものの判断につきましては、直接的には提供というところは各市町の判断という中で、環境組合としてはそういった規定を設けないということは提供しないという形になりますので、そういった方向でご理解をいただきたいというふうに思っております。

4点目の第4条で審査会の諮問事項ということで、現在のもう少し記載をして水準を維持すべきではないかというご質問がございましたが、これにつきましては、やはり私どもの条例制定につきましては、今回の提案で書かせていただいて、提案概要の方でも書かせていただいておりますように、地方自治法の規定につきましては、宮津市の個人情報保護施行条例を準用するという形で提案させていただきます。この内容につきましては宮津市の方の条例なりのほぼ内容としては一致する、こういった内容で整備が図られておることでございますので

そこを参照した上で、また、新たな個人情報保護で施行条例に必要な事項を、範囲をこの条例で新たに規定するという中で言ったら、その水準は保っておるというふうに考えております。

2点目の個人情報保護条例、全国色々ある中でそれぞれ検討していったかということですが、何度も申し上げますが、私どもの各種条例につきましては関係市町の条例を準拠するという形でしておりますので、他府県の条例云々よりも構成市町の条例等を参照しながら整備を図ったということでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） まず1番目の「宮津市の条例の例による。」という問題と、施行規則の方が無いという問題。2番目にも関わるのですが、条例ではですね「宮津市の例による。」という内容は条例なのですね。規則まで書いていないというね。ということは、今の条例では宮津市の規則に基づいて運営するということはできないという体系になっていると思うのですね。本来組合としての規則も制定する必要があったのではないかなというふうに思っていますが再度お聞きします。

それから、「宮津市の例による。」という問題ですが例えば宮津与謝の消防組合であれば独自に条例が作られているということがあると思います。やはり、組合議会は独立しているわけで、宮津で決まったことがこの組合議会のそのまま運営されるということは、本来の趣旨からいけば相応しくないのではないかなというふうに思われます。そこは参考に作られるということはもちろんあるでしょうけど、組合としてこの問題だけではなくて独自に条例化していくということは、他の問題も含めてしっかりと精査しながら進めていただくことが大事ではないかなというふうに思っています。

それから匿名加工情報については、「提供しない。」というふうに言われましたが、今はそういう期間ですが、それで済むわけですが、それがいつまでも続くわけではなくて、地方自治体も組合議会もしなければならないということが準備されて、そういういろんな所でそういうことが謡われているという意味では、もうしないということは言えなくなっている。法に基づいて、今は見直し期間なのでいわば免除されていますが、実施しなければならないその準備をなさいとなっているはずで、しなければならなくなるということだというふうに思っております。そこら辺のしっかりとした内容を精査して、そういう中でどう個人情報を守っていくのかということにしっかりと向き合いながら運営していただく必要があるかなというふうに思っております。

4番目に言った審査会についても同じで、組合として必要なことを審査会に法の範囲内でお願ひしながら運営すると。個人情報保護のために必要なことはお願いするという姿勢をぜひとっていただけたらというふうに思いますが、以上いかがでしょうか。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 規則の部分につきまして、まだ十分でなくて申し訳ございません。今回の条例を基に宮津市さんを参照しながら、整備を進めていきたいと思っております。

2点目の消防組合は全部書いているというところの差はどうなんだというところですが、消防組合につきましては、特殊性、消防吏員という形の職員が多く居ることと、扱う個人情報ということがかなり大きく違うという差があるので、基本的に宮津与謝消防組合も多くが宮津市の条例を準拠しながら整備されているということですが、この個人情報の保護に関しては、かなりそういった業務の形態が違いますので、別立てで作ったのだとい

う経過があるということをお伺いしております。一方、私ども環境組合につきましては、いわゆる施設の方の整備はあるのですが、業務としては事務職ということで業務形態がほぼ同等ということの中で、宮津市の条例の部分、内容を準拠するということが十分網羅できるといふことで制定を図ったというところの差が、いろいろ状況の違いがあるというふうに考えてございます。

また、3点目の匿名加工情報の関係でございますが、特定の個人を識別することができるものが個人情報でございますが、特定の個人を識別することができないよう加工したものが匿名加工情報ということで、これは個人情報とは扱わないという形で規定されているところでございます。ゆえにそういった加工したものは、ということでございます。ですので将来的にということがございますが、まず私どもの業務の中でそういった匿名加工情報というものを作って提供することは、現時点でも将来的にも想定もされていないというところではありますが、仮に匿名加工情報という関連がございまして、これは個人情報ではないというような位置づけで規定されておるといふことで認識をしております。

最後の4点目の審査会の関係でございますが、今後とも必要事項等の審査のあり方につきましてお願いをしましてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありませんか。野村生八さん。

〔野村議員 登壇〕

○議員（野村生八） 議案第3号宮津与謝環境組合個人情報保護法施行条例の制定についての議案に、反対の討論を行います。今回の議案は、当組合の個人情報保護条例を廃止をして、国の個人情報保護法に置き換えるものです。これは国がデジタル改革の名において、国や地方行政機関、地方自治体等がそれぞれ状況に併せて、個人の情報をいかに守るかと取り組んできたその条例を廃止させ、法により全国一律の内容にさせるものです。その狙いは、国や自治体が持っている膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置付け、外部提供した企業の儲けのネタにさせることにあると考えています。その最大の目的は、個人の情報を匿名加工情報に変えればもはや個人情報ではなくなるとして公開情報にする匿名加工情報制度と、その情報を自治体とオンラインで連携させ、交換しやすくさせることにあります。その情報はビッグデータと呼ばれ、企業にとっては自社の持つデータよりも比べ物にならない個人情報の宝庫といわれています。それを企業に提供することを、行政の仕事にさせるものです。匿名の加工がしてあっても、他の情報と組み合わせれば個人情報として判別される可能性があります。現在は個人の情報は本人の同意に基づいていたが、知らない内に行政から企業に提供される可能性があるということです。2025年に向けて自治体の情報システムの標準化も進められており、住民基本台帳、選挙人名簿、あらゆるデータも提供されることとなります。病院などのサーバが乗っ取られる。クレジット情報が何十万件も漏洩する事件が、相次いでいます。ビッグデータが、漏洩する可能性は十分あり得ます。個人の情報を守るためには、情報を連結させず分散させ、個人の同意がなければ一切提供できない制度こそ必要です。今回の条例制定は国により地方自治体の個人情報保護を改悪させるものであり、現在の制度をより充実させることこそ求められています。よって、本個人情報保護法施行条例には反対を表明し、反対討論とします。

○議長（河原末彦） 他にご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第3号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（河原末彦） 起立多数であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦） 日程第9 議第4号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。居村事務局長。

〔居村事務局長 登壇〕

○事務局長（居村真） 私から、議第4号令和4年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、個別説明の前に、今回の補正の趣旨でございますが、年度末までの収支に流動的な要素もございますが、現時点での実績見込みから、歳入歳出の予算額を整理しようとするものでございます。

なお、説明は補正予算書等で申し上げますが、議案参考資料の10ページ、補正予算の概要も参考添付しておりますので、ご覧おきをお願いいたします。それでは、事項別明細書4ページをご覧ください。今回お願いしております補正予算は、歳入歳出とも、4千円を増額して、予算の総額を5億5,528万4千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、まず、5ページの歳入を御覧ください。1款、分担金及び負担金は2,199万6千円の減額で、後ほど、ご説明いたします諸収入の増額に伴いまして、市町の分担金を、説明覧に記載の内訳で減額するものでございます。

次に、4款、諸収入は2,200万円の増額でございます。その内訳は、説明覧に記載のとおり、メタンガス化施設による電力売払収入を100万円増額と見込んだ他、資源化物売払収入につきましても、市場価格の上昇等により、2,100万円増額とするものでございます。

次に、6ページの歳出でございます。2款、総務費の4千円の増額は、議選監査委員の交代に伴い、委員報酬を月割りで調整する関係上、結果として前任者と後任者の月割報酬額が重複する月が生じることから、増額するものでございます。以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。ご質疑はございませんか。家城功さん。

○議員（家城功） 1点だけお願いします。先ほど歳入の方の負担金の、分担金の減額ですが、説明によりますと諸収入が増えたことによる分ということで、通常でありますと決算議会の時に最終的な調整の分担割合をされると思うのですが、今回はその諸収入が増えた分に対しての、ただ単に分担割合が減ったという考え方でよかったですか。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 分担金の減額でございますが、昨年も2月に補正は減額補正というか、諸収入の増額に伴う分担金の減額はさせていただいております。ただ、補正以上の諸収入の入がありました関係と、また、歳出の不要額もありまして繰越金がちょっと3千数百万と大きくなったということの経過がございまして、昨年もこのような、同じような補正予算をお願いしているということがございます。本年につきましても、今回この諸収入の電力売払収入なり、資源化物の売払収入の方が現時点での見込みというところが出てまいりましたので、

その確実な分につきまして補正をさせていただいて、応分の分担金額を減額させていただくということでございます。ただ、例えばこの電力売払い収入も、例えば機械等が、発電ですので機械等が故障して止まってしまったら発電が落ちるというリスクもございますので、これは確実な数字、入ってくるだろうという確実な数字のもとに補正をしておりますので必ず、今後令和4年度の決算におきましては、更にもうちょっと場合によっては伸びるといったことがあると思います。それにつきましては決算剰余金として、繰越金として受け入れると。こういうような形になるかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第4号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦） 日程第10 議第5号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。居村事務局長。

〔居村事務局長 登壇〕

○事務局長（居村真） 只今議題となりました、議第5号令和5年度宮津与謝環境組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご説明は、令和5年度一般会計予算事項別明細書でご説明申し上げますが、議案参考資料の11ページにも、予算概要を参考添付しておりますので、ご覧をお願いいたします。

それでは、まず、事項別明細の4ページと5ページをご覧ください。各合計欄に記載のとおり、令和5年度の一般会計予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億6,590万2千円で、前年度予算総額5億5,216万7千円に対し、1,373万5千円の増額となっております。それでは、それぞれの主な内容について、ご説明を申し上げます。

まず、6ページの歳入からご説明を申し上げます。1款、分担金及び負担金4億6,689万9千円は、構成市町からの分担金で、組合規約に基づき、令和5年度においては、前々年度の令和3年度の各市町のごみ量実績に基づいて算定した割合としており、各市町別の分担金を、説明覧記載の内訳で計上しております。

次に、2款、使用料及び手数料1,800万円は、直接搬入ごみの処理手数料でございます。

途中省略いたしまして、次に7ページ中ほどの、4款、諸収入2項雑入でございますが、8千万2千円につきましては、今年度の実績見込みを踏まえ、前年度比400万円を増額して計上しております。内訳は説明覧に記載のとおり、メタンガス発電による電力売払収入が5,800万円、マテリアルリサイクル推進施設からの資源化物売払収入が、2,200万円などでございます。

次に、8ページからの歳出についてご説明を申し上げます。1款、議会費17万7千円につきましては、議員報酬を含め議会運営等にかかる所要の経費を計上いたしております。

次に、9ページ、10ページの2款、総務費につきましては、款全体で、前年度比330万2千円増の4,090万3千円を計上しております。その内訳として、1項、総務管理費、1目、一般管理費が4,072万円で、正副管理者等の報酬を始め、事務局への派遣職員に係る給与負担金、財務会計システムなど事務運営に係る経費のほか、須津、石川両地区への自治振興交付金などがございます。次に、10ページでは、2目、公平委員会費が2万3千円で、2項の監査委員費は16万円でございます。なお、総務費の主な増額要因につきましては、前年度は予算計上しておりました組合事務局の再任用職員に係る人件費の減と、市町派遣職員に係る給与負担金の増との差が主な要因でございます。

次に、11ページ、3款、衛生費につきましては、1目、じん芥処理費では、前年度比1,043万2千円の増の5億2,162万2千円を計上いたしております。内訳といたしましては、まず、1節の報酬と8節の旅費につきましては、有識者等による運營業務モニタリング委員会の開催経費で、会は年2回の開催を予定しております。10節の需用費の主なものとして、燃料費170万円は、施設内のホイールローダーやフォークリフトなど重機燃料費で、運営事業者の実働実績により組合が清算するものでございます。12節の委託料のクリーンセンター運營業務委託料4億9,397万円は、20年間の運營業務委託契約、物価変動による改定を含んでおりますが、この契約に基づく令和5年度の運営事業者への委託料で、前年度比で1,225万7千円の増となっております。その下の、施設運営モニタリング業務委託料501万6千円につきましては、モニタリング委員会の前段にあたるものとして、毎月、運営事業者から提出させる施設の運営・稼働状況等の報告に対しまして、その適正性等を専門のコンサルに委託し、チェックを行い、通年の監視機能を働かせるものでございます。次のダイオキシン類測定業務200万円と、その下の施設設備等維持管理業務委託料他、1,322万円は、いずれも組合の直接所管に係る委託業務で、所要の測定業務や有害ごみの外部処理経費、また、施設敷地内の除雪や、エレベーターの保守点検などの委託経費でございます。14節の工事請負費300万円は、施設に隣接します沈砂池の浚渫費用等で前年度同額を計上しております。17節備品購入費70万円は、施設運営に係り運営事業者に支給するパレット・コンテナ等のごみ収納運搬用備品の費用でございます。

次に12ページの4款、公債費20万円につきましては、組合の各事務・事業の支払い時に、市町の分担金等資金調達が間に合わない場合の一時借入に係る利子を計上しております。

最後に、5款、予備費300万円は、前年度同額を計上しております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。家城功さん。

○議員（家城功） 今、ご説明の中で昨年同様の中での運営費という感を受けたのですが、増額の部分につきましては委託費の1千万円というのは、今の説明の中では、契約の中での物価上昇だとか、そういう調整の中での1千万円という認識で良いのか、本年度に置いては特例がある中での1千万円なのか、その辺がお聞きしたいのが1点。

それからモニタリング調査を問題以降やっていたいただいているわけですが、来年度も計上があるわけですが、その結果というのは公表していただけるものなのか。いわゆる今ダイオキシンがなく、問題なく運営していただいているという認識ではあるのですが、我々には問題が起こった時にだけ報告があって、説明があるというような形でございます。定期的にどういう検査をされて、その時点でどういった数字が出ているのかというような資料もできたら出していた

できれば、運営の流れが我々にも見えてくるのではないかなというふうに思いますがその2点についてご対応よろしく願いいたします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） まずは1点目のクリーンセンターの運営委託料に係る物価変動でございます。まず、クリーンセンターにつきましては平成28年に契約締結をしております。そこから、実際に運営を始めてから20年ということで各年度ごとのその時点での当初の契約金額、この年度はこの金額という形がございます。ただ、もう一つ契約の中にその契約時点とその後運営開始以後で、やはり物価変動が当然ございます。その部分につきましては委託料に反映していくと。そこにつきましては、経済指標を用いた物価変動、差額を求めてプラスマイナス1%以上の差があったら、その部分を委託料に反映するというような契約内容になってございます。今回につきましては、委託料の内訳としては大きく固定費と変動費ということがございまして、固定費は施設運営に係る全般の用役費とか、人件費とか、補修費とかその他計測等管理業務に係る費用。変動費というのはごみですね。可燃ごみとか不燃ごみとかそれぞれのごみの種類がございますので、そのごみ量に応じた、処理量に応じた変動経費という形で分けております。そうする中で物価改訂の経済指標は何だということなのですが、これにつきましては、例えば用役費については日本銀行の調査統計局が発表する国内企業物価指数と。こういったものを用いると。人件費については、京都府の毎月勤労統計調査の現金給与総額指数を用いる。補修費については日本銀行統計局の企業向けサービス価格指数こういったものを用いるという形でございます。このあたりの指数で契約時点、平成28年時点前後の平均と現在の直近の基準となる地点での平均と、そういう指数の平均を比較しまして、結果としまして用役費はマイナス2.63%。これは減額の方。人件費はプラスの4.32%。補修費はプラスの1.63%と。その他の費用についてはマイナス0.09%ということで改定なしと。変動費は用役費と同じ指数を用いますのでマイナス2.63%改定ということでございます。これらを、全て指数を掛け合わせまして、結果として今回委託料の総額が算出されたというような形になっておりまして、要は運営事業者からの言い値で上がったということではなしに、こういった経済指数の上下、そういったものを、上下の部分で反映させて委託料の計算をして、今回の令和5年度の委託料が算出されて結果としてこういった金額となったということで、理解をいただきたいというふうに思っております。

それから2点目のモニタリング委員会の結果というところの公表でございますが、昨年10月の令和3年度の決算と併せて、そこで付属資料として取組の動きということで、参考資料の方を添付させていただいておりますし、そちらの方で委員会の結果なりを記載もさせていただいておりますし、年に1回という形になりますが公表ということで議員皆様にもお伝えをさせていただいているというところでございまして、今後も引き続きそういう形で情報の方をご提供させていただきたいというふうに思っておりますよろしく願いいたします。

○議長（河原末彦） 家城功さん。

○議員（家城功） ということは、運営費につきましてはそれぞれの要因の中で減るものもあれば増えるものもあるその中で、最終的にそれらを合算してトータルした中での増減が毎年行われるという認識でよかったですかということが1点と。

年に1回そういうような結果をもらっているのですが、毎月のように点検をされていると思うのです。運営に対するダイオキシンであるとかそういうチェック。そういったものも定期的に出してもらうことによって、現在どのような形で行われているのかというのが分かりや

すいと思うので、できる限りの情報がいただければ有難いなという質疑の内容だったのですが、再度お願いできますでしょうか。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○議長（居村真） 1点目の委託料につきましては、いわゆる昨年のものに指数ということではなしに、当初契約、令和4年は当初契約したのはこの金額、令和5年度はこの金額ということでそこでは当然差があるということで、今回は令和5年度の個々の部分に対しての先ほどの増減の割合の部分をあてさせていただいて、トータルとしてこの委託料になったということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、各種測定というところでございます。ダイオキシンの測定もまず組合としては年2回実施させていただいております、これは地元石川区さん、須津地区さんとの協定の中で土壌の方の部分も含めて、排ガス、飛灰、焼却灰、それから土壌という形で年2回させていただいております、この分につきまして各地元説明会ということで令和4年度も2回地元説明会をさせていただく中でこの状況についてもご報告させていただいておりますし、また、今回の事象の関係で事業者側もプラス2回という部分は事業者負担で実施をさせていただいております、その分も含めて一緒に地元の方にも、ご説明をさせていただいているということがございます。よりそういったもの、点検の部分の情報等を住民の皆様にもお伝えする中で安定した運転でありますということをお伝えしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はありますか。野村生八さん。

○議員（野村生八） まず、収入の方で資源化の売払い収入が増額という見込みで予算が組まれています。今年度も増えて、そういう傾向だというふうに理解しているのですが、この年度にさらに増やしていくのには何か新たな取組なり、考えて運営されようとしているのか、そういう中身と、それから資源化売払いするために、いわゆるリサイクルのためにラインで職員の方が直接手作業でやっておられるという大変な仕事をしてもらっているというふうに思っております。その中で、こういうことを更に進める上で、搬入先ほどもありましたが、搬入される自治体の方でもっとこういうことをしてもらえれば、これはこういう効果があるのにとと思われるような組合としての今の課題なり思いなり含めて、こういう問題についての本年度の取組の方向性をお聞きしたいと思えます。

それから2つ目に支出の方で、9ページの地方公会計支援業務委託料と財務会計システム使用料ということで合わせて4百万ほどの予算が、前年並みだと思えますが、これはどのような使い方をされているのか、どのようなものかという内容と、それから、インボイスが始まるということで、これは組合としてはどういうことになっているのか。一般的には大変な実務が発生してですね、本当に困難な状況ということですね、我々は延期中止を求めているわけですが、一方で組合としてはどんな形になっているのか。今回のこのシステムで対応するような予算化になっているのか、その辺も含めてインボイス対応の状況はどのようなものですか。お聞きします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） まず、歳入の方で2点ございました。1点目が収入の増ということで、資源売払いの方が高く見積もってございます。この要因というのは令和4年度の当初、いわゆるコロナ禍からの経済回復、世界的な経済回復と併せたウクライナ情勢によって各種資源が暴騰したというところの影響で、いわゆる資源化物売払いの入札単価も上がったということ

でございます。入札は5月と、年2回ですので後は半期やっとするのですが、上半期の分はかなり暴騰したと。その後、2回目の入札の時は25%から30%ほど入札価格が下がっており。一定落ち着きがあるということでございます。只今のところ、一定の高値の状態であるというところの状況を踏まえて、令和5年度においても令和4年度当初見込んだよりも高く入札単価があるだろうという見込みの中で、こういった諸収入の増を見込んでおるということでご理解をお願いしたいと思っております。

それからもう一つ、搬入されるごみの関係でということでございます。例えば容器包装リサイクルプラですね、そういったものの部分をベルトコンベアに流して手作業で分別処理していただいているというところでございます。このあたりの、やはり分別ということをしっかししていただかないと、1人の方のごみ袋だけが悪いということでしたらそれで済むのですが、破袋してやりますので悪い状態のごみが入ってくると付近まで汚染されてしまって、結局通常ですと、そういったものですとできるだけ圧縮梱包してリサイクルの方に、外に搬出処理することが本来なのですが、汚染されたごみになりますと一定の焼却なりの内部処理をして、それが不燃物処理場の方への量にも影響するというところでございますので、今おっしゃるとおりしっかし分別をしていただくということが非常に重要だと思っております。今回のごみの計画においてもしっかし分別の徹底をお願いしていこうというのは、今後とも取り組むという形でしておりますし、特に広報の部分については各市町さん主体にちょっとお願いしたいと思っておりますので、引き続きそういった形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから歳出の方でございます。ここの、12委託の公会計支援システム使用料他とか財務会計システムの使用料他ということで、このあたりの内訳はどうなんだということでございます。まず、委託料の内訳でございますが、公会計業務の委託料として110万見積もってございますし、また、この電算システムの保守ですねそういったもの、外からの侵入防止というところの保守の部分で30万3千円。例規システムのデータ更新として約6万円。それから私どもの事務室の機械警備ということでセコムの方に委託しておりまして、これが約11万円というのが内訳でございます。また、13の使用料、財務会計システム使用料他ということでございますが、主なものとして財務会計システムの使用許諾ということで月額8万8千くらいということの中で、12か月で106万円ほど。例規システムの使用料として月額7万円ということで、年間で92万4千円。そのほかコピー使用料とそういったもので約15万円これらが内訳となっているところでございます。

それから、先ほどインボイスということのお訊ねがございました。当組合としてもインボイスの対応が必要ということでございます。ただ、そこにつきましては現在税務署さんと協議をしておる状況でございます。要は、私どもの直接搬入ごみでその分の領収書をお出ししていただきますけれども、それが適格請求書等を発行しなければならないのか、それともいわゆるレシートのような適格簡易請求書で済むのかということが現時点ではまだ不明というような状況でございます。近隣市町もこういった搬入手数料のそういった証明部分について協議を進めておられますが、どこともまだ明確な内容が、不明な状態ということでございます。よって、改修内容につきましては、そういったものがどっちなんだということが十分調整確認した上で、必要な改修を進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はございませんか。野村生八さん。

○議員（野村生八） 分別リサイクルについてですが、ここでの新しい形で、始まって一定期間が経過してきている中で、今あったのですが具体的な課題というか、見えているものというのは、もっとこうすればこうできるのにというものがあるのか、一般的な今言われた形で市町村に求めていくということなのか。その辺、もし何かありましたらお答えをお願いしたい。

2点目については、まだ今からということで、今後新たなことがされていくということで理解しました。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 分別につきましては、現在分別の内容をしっかりと、各住民の皆様にともしっかり守っていただくということが大事でございますので、現時点では新たに設けるということはございませんので、この分について取り組んで、分別をしっかりといただいたらその分経費というか、例えば不燃物処理場への不燃残渣とかそういったものの量が減っていくというところにも効果が生じてきますので、しっかりと徹底をお願いしたいということを思っております。以上でございます。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はございますか。松本隆さん。

○議員（松本隆） 今ありました歳入の関係で、雑入の関係で、それぞれ売払い収入におきましてそういう数字が上がっております。そういった中で、当初立てられておりました収入目標といいますか、それと比較しましてどの程度収入増が見込まれたものなののでしょうか。このあたりと、それからまた11ページの歳出の方の関係で、じん芥処理という中で、1番の報酬。これがモニタリング委員会委員の報酬が18万6千円で、また旅費の関係では費用弁償の方が17万となっております。これは、前年度と比較いたしまして報酬の方が3万7千円の増に対しまして、一方では旅費費用弁償方が4万3千円の減額になっておりますが。このことは委員の報酬が増える一方で、なぜこの費用弁償の方が減っているのかということで、このあたりをご説明をお願いします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） まず、歳入の方でございます。ここの諸収入の伸びというところで、電力売払い収入につきましては令和4年度5千8百万見込んでおきまして、今年度も同額と。資源売払い収入につきましては、令和4年度は1千8百万円見ておったのですが、今回2千2百万円ということでございます。この分につきましては、やはり確実な数字と。上昇は見込めるのですけれども、あまり大きく見積もって収入の欠損ということになると、分担金に反映して、いわゆる年度後半で分担金を求めるということは一番避けなければならないということがございますので、まずは固い数字と。上昇は見込めるのですけれども硬い数字を置かしていただいて、今回の様に、この辺の収入見込みが確定しましたら分担金を下げさせていただくということの中で、それでも収入が増と見込めるということで置かせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

それからモニタリング委員会の報酬の関係でございますが、令和4年度とかにつきましても、モニタリング委員会の会議でお越しいただく以外にも、それぞれ専門の委員さんがおられて、専門の委員さんのうちお一人は私どもの施設の大元となるというか南但クリーンセンターの方で技術的に専門の方がいらっしゃって、この委員会以外でも直接お越しいただいてそれぞれご確認いただくというケースが数回ございまして、そういった部分の報酬としてお願いする部分でございます。一方、日本環境衛生センターの方での専門委員の方につきましては、直接、令和4年度も運営事業者と私どもがちょっと出向きまして、専門的なご指導をお願いしたと。

お願いというか協議とかご指導いただいたという経過がございまして、旅費は発生しないのですけども協議の方にご対応いただくということで、報酬の方をその分お支払いするという経過がございまして、そういったことを踏まえましてちょっと若干令和4年度と内容を変えたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し反対その他のご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第5号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦） 日程第11、一般質問であります。一般質問の通告がありませんでした。

○議長（河原末彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、令和5年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

（午後3時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宮津与謝環境組合議会議長

会 議 録 署 名 議 員

同 上
